

## 社会福祉法人勝心会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人勝心会（以下「当法人」という）の役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等の報酬については、支給しないこととする。

### (旅費日当)

第3条 役員等が下記に定める業務にあたった場合は、別で定める旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

- (1) 理事会への出席を行なった場合
- (2) 監事監査への出席を行なった場合
- (3) 評議員会への出席を行なった場合
- (4) 評議員選任・解任委員会への出席を行なった場合
- (5) 理事長の命を受けて、役員等に関係する職務のため出張をした場合
- (6) 理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合

2 前項に定める業務にあたる理事が、当法人の職員と兼務がある場合においては前項を適用しないものとする。

### (公表)

第4条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### 附則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。